

淀川環境委員会 規約

(名 称)

第 1 条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2. 委員会は、委員の承認により委員以外の者（以下「準会員」という）に参加を求めることができる。
3. 委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とするが再任を妨げない。

2. 委任は原則満 75 歳までとする。

(役 員)

第 5 条 委員会は、会長 1 名を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

(会 長)

第 6 条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第 7 条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 委員会は、必要に応じて準会員を含めた拡大委員会を招集することができる。
5. 委員会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(部 会)

第 8 条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局を淀川河川事務所河川環境課に置く。

(その他)

第 10 条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付 則)

1. 本規約は平成 9 年 8 月 2 1 日より施行する。
2. 本規約は平成 1 5 年 6 月 5 日より適用する。
3. 本規約は平成 1 9 年 1 月 1 9 日より適用する。
4. 本規約は平成 2 2 年 7 月 7 日より適用する。
5. 本規約は平成 3 0 年 5 月 2 日より適用する。